

枚方市新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者等事業継続支援金交付事業実施要綱

令和 3 年 5 月 17 日制定
枚方市要綱 第 40 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により売上が減少した小規模事業者等（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条に規定する小規模事業者（以下「小規模事業者」という。）及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）に枚方市新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、その経営又は活動の安定化を支援し、もって被雇用者の雇用の継続に寄与することを目的とする。

(支援金の交付の対象者)

第 2 条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号（小規模事業者にあつては、第 2 号から第 8 号まで）のいずれにも該当する小規模事業者等とする。

- (1) 常時雇用する被雇用者の数が 20 人以下
- (2) 当該小規模事業者等の令和 3 年 1 月から 4 月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上金額又は事業に伴う収入（以下「売上金額等」という。）が前年同月又は前々年同月の売上金額等（事業の開始がその月の 2 日以後である場合にあつては、別に定める売上金額等）の 100 分の 50 を乗じて得た額を超え、かつ、100 分の 95 を乗じて得た額以下であること。
- (3) 対象月の前月の末日に引き続いて本市の区域内に事業所又は事務所を有し、申込み時において当該事業所又は事務所（以下「市内事業所等」という。）において事業を行っていること。
- (4) 当該小規模事業者等に係る主たる事業分類が別に定める事業分類に該当すること。
- (5) 大阪府が令和 2 年度に実施した大阪府営業時間短縮協力金（第 1 期及び第 2 期に限る。）の交付の対象者でないこと。
- (6) 国が実施する緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金による支援の対象者でないこと。
- (7) 市内事業所等に感染防止宣言ステッカー（新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針を遵守していることを誓約した事業者には大阪府知事が交付する標章をいう。）又は新型コロナ対策安心宣言ステッカー（新型コロナウイルス感染症の感染対策が講じられていることが確認できた事業者には枚方信用金庫が交付する標章をいう。）を掲示していること。
- (8) 枚方市暴力団排除条例（平成 24 年枚方市条例第 45 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(支援金の額)

第 3 条 支援金の額は、10 万円に市内事業所等の数を乗じて得た額とする。

(交付の申込み)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに、別に定めるところにより、市長に申し込まなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行う。

(譲渡及び担保の禁止)

第6条 支援金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付の決定の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付の決定を受けた小規模事業者等について、支援金の交付の対象者でなかったこと又は虚偽その他不正な手段により支援金の交付の決定を受けたことが確認できた場合は、当該支援金の交付の決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることがある。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。